別紙１

事務連絡
令和８年１１月１３日

宅地建物取引業者　各位

鹿沼市都市建設部建築課長

住宅政策・住宅セーフティネット制度及び空き家対策制度等に関する説明会の開催について

本市の住宅行政・空き家対策行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みとなっている一方で、民間の空き家・空き室等は年々増加しています。その対策として、民間の空き家・空き室を住宅確保要配慮者の入居ストックとして活用することを目的とした、「住宅セーフティネット制度」が平成２９年に設立され、令和７年１０月の改正法施行に伴い、居住支援法人の業務拡充、居住サポート住宅制度の追加等制度の拡充が図られ、本市も居住支援の取組みを進めております。空き家対策につきましても、令和５年度の空き家特措法改正により、空き家の活用、管理不全な空き家への対応の選択肢が増えるなど、空き家に関する制度・環境も変化しております。

また、現在改定中の鹿沼市都市計画マスタープランや都市計画（用途地域）の見直し、リノベーションまちづくりの取組も宅地建物取引業に関わりの強い内容です。

これらの制度の推進には、宅地建物取引業者の皆様の御協力が不可欠であることから、下記のとおり説明会を開催することといたしました。

つきましては、御多用中恐縮ではございますが、是非御出席くださいますようお願いいたします。

出欠につきましては、別紙２の出席報告様式により、令和８年１１月２４日（火）までに、郵送、FAX または電子メールにてご回答ください。あわせまして、今後、市からの住宅施策等の情報を事業者様に電子メールで提供できるようにしたいと考えております。電子メールによる情報提供を希望される事業者様は、出席報告様式下欄に、メールアドレス等の情報を記入の上ご回答ください。

記

１　日　　時：令和８年１２月２２日（火）午後１時３０分（午後１時から受付開始）

２　場　　所：鹿沼市今宮町１６８８－１　鹿沼市役所　４階 大会議室

３　内容(予定)：　①都市計画・まちづくりについて
②空き家対策について
③住宅セーフティネット制度について
④住宅施策について
⑤その他

〒322-8601
鹿沼市今宮町 1688-1
鹿沼市都市建設部建築課住宅係
担当：神山・石綱
TEL：０２８９-６３-２２１７
FAX：０２８９-６３-２２７４
E-mail：kenchiku@city.kanuma.lg.jp